

JU 東京オートバイオークション規約

第一章 総 則

第1条 (目的)

本規約は東京都中古自動車販売商工組合（以下 JU 東京と云う）が開催する中古二輪車のオートオークションが、古物営業法規並びに監督官庁の指導に基づき公正かつ円滑に運営され、合理的な価格体系の下、売手、買手間の商品の取引仲介を行うことにより、会員及び二輪業界の発展に寄与することを目的とし、定める。

第2条 (名称)

JU 東京が行うオートオークションを JU 東京オークション(以下 JU 東京 AA と云う)と称する。

第3条 (所在)

JU 東京 AA 会場の所在地は埼玉県越谷市川柳町 4 丁目 322 番地に置く。

第4条 (オークション方法)

JU 東京 AA に於ける、出品、成約等の全ての取引はポス&コンピューターシステム（セリ上げ方式）によって処理されるものとし、参加者はこのシステムによる全ての結果を厳守しなければならない。また JU 東京 AA の開催、開催時間は、都合により変更することがある。

<注意>オークションのセリ順は、公正な方法により JU 東京が定め変更や異議申立て等は受け付けないものとする。

第二章 会員登録

第5条 (参加資格)

JU 東京 AA に参加することのできる資格は、古物許可証取得者で下記の資格を有し、オークション規約及び各規定を厳守することとする。

1. JU 東京組合員
2. 日本中古自動車販売商工組合連合会（以下「中商連」と云う）オークションメンバー
3. ディーラー各社
4. JU 東京より参加承認を得た者

※ 外国人の方は有効期限のある外国人登録証があること。また、日本語の読み書きが出来、日本語を話せることとする。

第6条 (会員)

第5条に示す有資格者で、JU 東京登録参加契約を締結した者を JU 東京ポス登録会員とする。

第7条 (ポス登録会員証)

JU 東京は、ポス登録契約を締結した会員に対し、JU 東京 AA 会員証(以下 ID カードと云う)と、ポス登録会員証（以下ポスカードと云う）を交付する。会員は JU 東京に参加する場合には ID カード・ポスカードを携帯しなければならない。

第8条 (オークション開催日までの下見)

オークション開催日までの下見は、JU 東京事務局（以下事務局と云う）にて受付しポスカード及び JU 東京発行の ID カードを付け許可証を携帯する事により下見に参加できるものとする。

ID カードがない場合は一切下見には参加できないものとする。

下見の日時はオークション開催日の前々日 (PM12:00~PM5:00) 及び前日 (AM9:00~PM5:00)、当日 (AM9:00~) の3日間とする。

第9条 (登録の抹消)

JU 東京との登録契約を抹消する場合は、その旨事務局に申し出て ID カード・ポスカードを返却し登録を抹消することができる。

第10条（ポスカード）

1. JU 東京 AA に参加当日、受付にて ID カードを提示の上ポスカードの登録を受けオークションに参加するものとします。
2. 臨時ポスカードは当日のみ有効なカードを貸与します。終了時、または中途退場時に受付へ必ず返還するものとします。尚、当日中に返還の無い場合は臨時ポスカード料として3,000円を計算書にて請求します。
3. ポスカードの紛失、破損、盗難等によるポスカードの再発行は、再発行手数料として3,000円を徴収します。
4. ポスカードの紛失等による第三者の悪用があった場合に生ずる金額を含む一切の責任は、全てポス登録者の責任とします。
＜注意＞ 席を離れる場合は必ずポスカードを携帯するものとし、万が一カードを差し込んだまま、又テーブルの上に置いたまま席を離れ、その間誰かの悪戯により成約した場合でも全ての責任はポス登録者の責任とします。

第11条（IDカード）

1. ID カードの無い方の入場はできません。臨時 ID カードは発行手数料として1,000円を徴収します。
2. 会場内に入場する場合は、常時 ID カードを所定の場所に付けて頂きます。
3. ID カードは原則1社2名までの発行・登録とします。
4. ID カードの紛失、破損、盗難等 ID カードの再発行は手数料として実費3,000円を徴収します。
5. ID カードの紛失による第三者の悪用があった場合に生ずる金額を含む一切の責任は、全てポス登録者の責任とします。

第12条（強制解約）

JU 東京は以下に該当する場合、事前に通知・勧告等することなくポス登録会員契約を強制解約出来るものとします。

1. 車輛代金等、期日内の支払いを怠ったとき。
2. 差押・仮差押・滞納処分・競売の申立等を受けたとき。
3. 破産・和議・会社整理・会社更生手続き開始等の申立があったとき。
4. 営業の廃止・変更又は、解散をしたときもしくは解散とみなされたとき。
5. 手形を不渡りする等支払いを停滞したとき。
6. 手形の不渡り又は、支払いの停止をするおそれがある等、信用状態が悪化したと認められる事由があったとき。
7. JU 東京への著しい背任行為や社会的信用を損なう行為があったと認められたとき。
8. 本規約及び各規定に違反したと認められたとき。

第三章 車輛

第13条（出品店の誠実義務）

出品車輛は事前に点検チェックを綿密に行い、その仕様又は、不具合箇所を誠実に申告しなければならない。

第14条（出品申し込み）

出品の申し込みは、JU 東京の出品申込書を使用すること。

出品申込書には所要事項を正確、確実に記載、申し込み虚偽の記載及び誤記入、記入漏れ等の無いように留意すること。（出品店名、スタート価格、希望価格の記載なき場合は流札扱いとなる場合があります。）

代理記入を問わず、万が一虚偽の記載、誤記入、記入漏れ等によって発生する問題の責任は、全て出品店が負うものとします。

第15条（出品車輛の条件）

出品店は次の事項を厳守して搬入するものとする。（事故現状車及び現状車・冠水車等は除く）

1. 保安基準に適合し、走行可能であること。
2. 燃料が必要量確保されており、エンジンが始動できること。
3. 車体番号が不鮮明かつ不正打刻でないこと。
4. 盗難車及びその他法的問題車輛（違法改造車輛等及び暴走族をイメージさせる車輛）でないこと。
5. 出品車輛の名義は原則自社名義であること。
6. 車検の有効期限は原則オークション開催日の翌月末以上で自賠責保険証書（車検満了日より1日以上多いこと）付きであること自賠責保険証書が離島登録の場合はその旨を出品申込書にて申告すること。
7. 国産車の国内未登録車は、完成検査終了証の有効期限を必ず出品申込書に明記すること。
8. 予備検査付で出品する場合、予備検査証の有効期限が事務局到着時点で原則1ヶ月以上あること。
9. 通関証明で出品する場合は予備検査証を添付すること。（新車の場合を除く）
10. JU 東京において出品適当であると認められた車輛であること。

第16条（出品車輛の搬入）

出品車輛の搬入は次に定める通りとする。

1. 搬入時間

月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
8時～12時	9時～21時	9時～21時	9時～24時	24時間	24時間	17時まで

2. 出品店は正確に記入した出品申込書を提出しJU 東京の指定する位置に搬入すること
3. 車輛搬入後の出品取消は原則として認めないこととする。特別な事情により出品を取消す場合でも出品手数料は徴収する。

※ それぞれの搬入時間は季節、時期等を考慮した上で変更することがあります。又、JU 東京で特別に設定をする場合はこの限りではありません。

第17条（車輛の搬出）

1. 車輛の搬出はJU 東京の許可手続き及び、車輛搬出票を記入の上、提出し、搬出することができます。
2. 落札車輛の搬出は、オークション代金入金後の搬出を原則とします。
3. 搬出車輛の燃料は搬出者の負担とします。
4. 搬出期限はオークション開催日を含む4日以内の午後6時までとします。
5. 流札車輛、落札車輛にかかわらず、上記までに搬出しない場合は、次回オークションに再出品するとみなし出品手続きを代行する。

第18条（車輛の保管義務）

1. JU 東京は出品された車輛及び、落札車輛をこの規約に定める範囲内で善良な管理者の注意をもって保管する。
2. 出品車輛、落札車輛をJU 東京が保管中に自然災害等によって損害を破ったとき、JU 東京は損害賠償の責任を有しないものとする。
3. リモコン、キーレス、取扱説明書等で取外し可能な部品等は書類と一緒に取扱うこと。会場内で盗難にあった場合、JU 東京は一切の責任を有しないものとする。

第四章 取引

第19条（参加条件）

オークションへの参加は、JU東京のポス&コンピュータシステムを理解習熟していることを前提とする。又、「JU入札ネット」での参加は、「JU入札ネット運用基準」を遵守するものとする。

第20条（出品店）

1. 出品店は自己出品車の4～5台前に価格調整室に出向くこととする。出向くことができない場合は、コンダクターに1万円の調整権限を与えるものとする。
2. 出品店はセリ上げ状況を確認し、コンダクターに対し明確な意思表示をしなければならない。又、速やかに販売価格を提示し、あいまいな表現等しないものとする。
3. 出品店は自己出品車の出品申込書、又は出品車リスト等をいち早く確認し、誤りがあれば「出品車内容変更届」にてセリ開始1時間前までに訂正すること。尚、訂正がされない場合はクレーム処理基準により処理する場合がある。
※ 口頭、及び直接調整室での訂正申し出は一切認めない。
4. 出品店の変更は一切認めません。

第21条（落札店）

1. 落札店は事前に現車を、十分に下見を行った上でセリに参加する義務があります。
2. セリの明朗、公正、迅速をモットーにポス&コンピュータシステムによって最高値をつけた者を落札者とする。尚、落札は落札確認ボタンを押すことにより成立したものとし、JU東京のポス&コンピュータシステムが発行する計算書を基本とします。
3. 前回分のオークション代金が未入金の場合、JU東京の裁定により、参加者の取引停止又は取引の制限をする場合があります。
4. 落札店は、速やかに落札車輛の点検チェックを行い、クレーム規定の内容を充分理解し品質の確認を行わなければならない。
5. 落札車輛にノーマル部品等が付いている場合は、当日必ず搬出するものとする。翌日以降に紛失等が発覚した場合において、JU東京では一切の責任を有しないものとする。
6. 落札店の変更はオークション当日（当日とは、全セリ終了後1時間）までとする。尚、「落札社振替依頼書」をもって変更すること。

第22条（禁止事項）

JU東京は次に定める行為を禁止する。

1. JU東京AA会場内等での暴言、暴行行為、市場秩序を乱す行為並びに品位を損なう行為。
2. 一般消費者及び、事務局が認めた者以外を同伴する行為。（下見含む）
3. 車輛検査前並びに検査中の下見。
4. セリ前後の直接談合。
5. 事務局、調整室にみだらに立ち入ること。
6. 出品車輛を出品店自らセリに参加すること。又は、それに類似すること。
7. 名義貸しによる出品落札行為。（POSカードの貸与、POS端末機の代行操作含む）
8. 出品店の変更。
9. その他JU東京が禁止する行為。

※ 禁止事項等、JU東京の指導にもかかわらず繰り返しその事実が認められた場合等は、JU東京の裁定によりペナルティ又は、取引停止処分を課することができる。

第23条（機械、設備等の事故、天災による中止）

不測の事故により、ポス&コンピュータシステム及び設備等が破損し、オークションが運営できない場合又は、地震、風水害等の天災により運営できない場合は、JU東京の裁定に従うこととする。

尚、セリ不能によって参加者に取引上の損害があっても、JU 東京は損害賠償の責任を有しないものとする。

第24条（取引の解約）

落札車輛の売買双方は、一定の時間内にペナルティ+制裁金+各手数料を支払うことにより、当該車輛の契約を解約することができる。但し、クレーム等により当該車輛がキャンセルとなった場合はこの限りではない。

第五章 手数料

第25条（手数料）

会員は車輛の出品、成約、落札にあたり次に定める手数料を支払わなければならない。

オートバイオークション 手数料表

希望価格・成約価格 落札価格	JU東京組員・ポス会員			JU東京準ポス会員		
	出品料	成約料	落札料	出品料	成約料	落札料
5万円未満	2,500 円	2,500 円	2,500 円	3,000 円	3,000 円	3,000 円
10万円未満	3,000 円	3,000 円	3,000 円	3,500 円	3,500 円	3,500 円
15万円未満	4,000 円	4,000 円	4,000 円	4,500 円	4,500 円	4,500 円
20万円未満	4,500 円	4,500 円	4,500 円	5,000 円	5,000 円	5,000 円
30万円未満	5,000 円	5,000 円	5,000 円	5,500 円	5,500 円	5,500 円
40万円未満	5,500 円	5,500 円	5,500 円	6,000 円	6,000 円	6,000 円
40万円以上	6,000 円	6,000 円	6,000 円	6,500 円	6,500 円	6,500 円
事故不動産	10,000 円	成約金額に 準じる	落札金額に 準じる	10,000 円	成約金額 に準じる	落札金額に 準じる

第六章 書類

第26条（登録書類）

出品店は成約車輛について、譲渡に必要な書類を次の通り提出すること。尚、不備の場合は受け付けないものとする。

1. 譲渡に必要な書類（全国で登録ができるもの）はオークション開催日の翌々日17時までに提出すること。書類送付の場合は、必ず宅急便、簡易書留等で配達記録の残るものを利用し、「書類送付案内書」に記入し同封すること。
2. 車検の有効期限がある場合、自賠責保険証書の契約者が法人の場合、自賠責保険承認請求書を必ず添付すること。（自賠責保険期間は車検満了日より1日以上多いこと）
3. 車検の有効期限があり、車検ステッカーが無貼付の場合、出品申込書にて申告すること。申告なき場合は、ペナルティの対象となります。
4. 軽2輪（126cc以上250cc以下）の車輛については、必ず返納証明書にて重量税用紙と共に提出すること。
5. 小型（125cc以下）並びに原付（50cc以下）の車輛については、廃車証明書又は、販売証明書、もしくは譲渡証明書の提出を原則とします。後日廃車手続きが完了されていないと、判明した場合、ペナルティの対象となります。
6. 車検の有効期限がオークション開催日より翌月末以内のものは、原則として抹消登録してから出品すること。但し継続車検のほうが良いと判断されるものは、出品申込書に車検の有効期限、登録番号等を明記することで車検付車輛として出品ができるものとする。譲渡書類には必ず納税証明書を添付すること。

(落札店はこの場合当日に限り、自らナンバープレートを外し事務局に提出することで抹消依頼の申請をすることができる。この場合の書類提出期限はオークション開催日を含む5日以内の午後5時までとします。)

※車検の有効期限がオークション開催日の翌月末以上あるものは、抹消依頼は受け付けない。

7. 保証書、記録簿、取扱説明書、リモコン等の付属部品等は書類に添付の上、提出すること。
8. 落札店は全ての受領書類に不備がないか点検確認し、不備の場合は書類到着後7日以内にJU東京事務局に連絡するものとします。
9. 落札車両の書類は、オークション計算書を基に決済後、発送するものとする。原則として、オークション開催日当日の手渡しは行わないものとする。
10. 抵当権設定車(解除不能)、差押え車(囑託設定登録)、盗難車、法的に問題車と判断した場合は如何なる理由があっても出品店は、落札店の負った損害金を全て支払うものとする。裁定はJU東京諮問委員会の裁定に従うこと。クレーム期限は無期限とする。
11. 出品店がオークション開催日より21日を経過しても書類の提出がない場合は、落札店からのキャンセルを認める。この場合出品店は落札店に延滞金+ペナルティ+実費(遺失利益を含まない)を支払うものとする。

第27条 (名義変更)

1. 落札店は、車検付車両については、オークション開催月の翌月末までに名義変更を完了させること。移転登録又は、抹消登録完了通知報告はJU東京事務局まで通知すること。
2. 自動二輪車の名義変更時必ず税止めを行うこと。忘れた場合はペナルティの対象になります。
3. 未名変、名義変更が著しく遅い場合は、取引停止等のペナルティを課すものとする。
4. 落札店は、名義変更完了前に迷惑駐車、駐車違反、スピード違反等の問題が発生した場合は、責任をもって対応すること。出品店及び車検証名義人に迷惑が生じた場合はペナルティにて対応する。

第28条 (差替手数料)

1. 落札店が書類期限の失効又は、書き損じ等により書類の差替を必要とした場合は、必ずJU東京に依頼し差替手数料10,000円を支払い、差替を行うものとする。
2. 車検証名義人と直接差替を行い、判明した場合は、ペナルティ又は、取引停止処分等を課すものとする。
3. 書類再交付の場合は(再交付できない場合もあります。) 差替手数料+実費を落札店が負担するものとします。但し、自賠償保険の再交付はできないものとします。

第七章 代金決済

第29条 (車輛代金の決済)

1. 落札店は、落札車両の車輛代金、落札手数料、自動車税等を一括してオークション当日から5日以内に振込送金又は、現金にて決済しなければならない。(小切手の場合は資金化確認後の入金扱いとする。)
2. JU東京は、各会員に対し各開催で発生した請求、支払及び累計残高を記載した計算書をFAXにて送付することにより精算するものとします。
3. 前回までの車輛代金が未決済の場合は参加を停止、制限することがあります。又、オークション当日から7日以内に決済しない場合は、1日1台につき2,000円の決済遅延ペナルティを課すものとします。

第30条 (出品に対する成約車輛代金等の支払い)

1. 出品店に対する成約車輛の支払いは、当該車輛の完備書類一式到着後、手数料を相殺し支払うものとします。下記の条件で指定する金融機関に振込みにて支払います。但し支払日が休日

の場合は翌日とする。

(事務局が休業日に対しては別途支払日を設定する場合があります。)

※月曜日到着、火曜日支払いの書類は開催当日の書類のみとし、先週以前開催分の書類完了の支払いは水曜日となります。

完備書類一式到着日時	支払日
月曜日 A A 終了後 1 時間まで	火曜日
火曜日 13 時まで	水曜日
水曜日 13 時まで	木曜日
木曜日 13 時まで	金曜日
土曜日 13 時まで	月曜日

2. 出品店が JU 東京に対して、落札車輛代金の支払債務又は、その他の債務を負担している場合は、成約車輛代金の支払いの際に前記債務と相殺して決済するものとする。
3. JU 東京より支払済み車輛にてクレームにより、値引・キャンセル等が発生した場合は、オークション計算書記載日から 5 日以内に該当金額を JU 東京に返済するものとする。返済遅延の場合はペナルティ又は取引停止処分等を課するものとする。

第 3 3 条 (所有権の保留)

1. 出品店は JU 東京が車輛代金を支払った場合、車輛の所有権が出品店から JU 東京に移転するものとする。落札店は JU 東京に車輛代金を支払った場合、車輛の所有権が JU 東京から落札店に移転するものとする。
2. 落札代金の支払遅延等で、車輛の所有権が JU 東京に留保されている車輛については、JU 東京は落札店の承諾なしに当該車輛を引き上げることが出来るものとする。

第 3 4 条 (自動車税)

1. 落札車輛に車検有効期限があるものについては名義変更保証金として落札店より 10,000 円を預かるものとする。
 2. 自動車税は名義変更保証金として落札店より預かり、名義変更後の車検証の写し (コピー) を届け出ることにより精算します。
 3. 年 1 回課税のため、同年度内名義変更の場合は預かり保証金全額、新年度 (4 月 2 日以降) に繰り越された場合は年額税分を差し引きし、残額を還付するものとする。
 4. 落札店がオークション開催日より 60 日以内に名義変更通知の提出が無い場合、可能な限り登録事項等を調査することとし、それに要する諸費用等は落札店より徴収するものとする。
 5. 継続車検等、落札車輛の自動車税未納が発覚した場合は自動車税相当額を請求いたします。(但し、自動車税納付期限内は除く)
- ※ 3 月までのオークションで落札された車輛が 4 月 2 日以降名義変更された場合は次年度の自動車税は落札店負担となります。

第八章 検査・クレーム裁定

(検査・クレーム規定による)

第九章 運営

第 3 5 条 (運営)

本規約に特に定めない事項は、JU 東京の裁定によるものとする。

第36条（個人情報の取扱）

1. JU 東京は運営を円滑に行うために個人情報の取得を行います。個人情報とは、氏名・住所・電話番号・生年月日・オークション履歴等であって特定の個人を識別することができる情報を指します。
2. 個人情報の利用目的は JU 東京の運営に伴うサービスの提供及び、その案内に関する事又、他のオークション会場との提携に基づくサービスの提供等とします。
3. 取得した個人情報は次に定める場合を除き第三者への開示はしないものとする。
 - ① ご本人の同意がある場合。
 - ② 法令等に基づき、裁判所・税務署・警察機関等の公共機関からの開示要請があった場合。
 - ③ サービスを提供するため、業務提携先及び業務委託先に預託する場合。
 - ④ 上記の他、JU 東京が運営を行う上で、正当な理由があると認められる場合。
4. 取得した個人情報については、情報漏洩・流用・改ざん・紛失等の防止策を講じ適切に管理するものとします。

第37条（規約の改訂）

1. 本規約はより中立、より公正な市場を運営する為に細則及び運営規定を設定するものとする。
2. JU 東京が改定を必要と認める場合は任意で改訂できるものとする。
3. 改訂についてはその都度公示の上、実施する。

第38条（紛争の処理）

JU 東京は双方の申し立てに基づき、当該紛争の仲裁をするものとする。この場合、JU 東京裁定に当該者双方は無条件で従うものとする。

第39条（施行）

本規約は平成23年 月 日から施行する。

第八章 検査・クレーム裁定規定

第八章の 1 検査規定

第1条（目的）

公正かつ円滑に、オークションの健全な発展を目指すために本規定を定める。

第2条（出品店義務）

1. 出品車輛は事前に点検チェックを綿密に行い、その仕様又は、不具合箇所を誠実に申告しなければならない。特に車輛の不良箇所・損失箇所・部品欠品等の必要事項を誠実に申告しなければならない。（必要事項が未記入の場合、出品できない場合があります。）
2. 成約車輛の検査・点検における記入提示不備によるクレームについては、出品店が全責任を負うものとする。
3. 止むを得ず、出品申込書を代理人に依頼した場合においても、その責任は出品店にあるものとする。
4. JU 東京が発行する出品リスト等により、その申告内容及び車輛検査の結果等を確認し、誤記入や記載漏れ等に関しては修正申告する義務があるものとする。

第3条（検査）

1. JU 東京は、出品申込表での申告を基に、別表の評価判断基準表に基づいて出品車輛の評価を行い、出品店及び落札店の品質判断の参考資料に供するものとする。
2. JU 東京の検査は車輛外装等の目視による確認と停車状態での操作等、簡単に確認できる範囲とし、各部を取り外したり走行テストを必要とする不具合箇所は、JU 東京の責任範囲ではなく出品店の申告義務とする。
3. 検査員は、JU 東京により認定を受けた者とする。

第4条（出品手続き）

1. 出品店は出品車輛の事前検査・点検を行い、出品申込書に不良箇所・損失箇所等の記載事項全てを解読できる文字で正確に記載しなければならない。
2. 書類提出不可能な車輛は、必ず出品申込書の出品店記入欄に「書類ナシ」と明確に申告すること。書類予定日欄のみでの申告は認めない。
3. 「エンジン OK」は、出品申込書の出品店記入欄に明確に申告すること。価格調整室での申告は認めない。（※エンジン OK とは、ガス欠又はプラグ・バッテリーを交換することで良となるもの）
4. エンジン載せ替等による排気量違いは、必ず出品申込書の出品店記入欄にその旨を明確に申告すること。排気量欄のみ記入によるクレームは、故意的な虚偽申告とみなし出品店の全責任とする。（事故車・現状車並びに書類ナシ車輛含む。）
5. フレーム交換等による職権打刻は、必ず出品申込書の出品店記入欄に明確に申告すること。車体番号記入欄のみ記入によるクレームは、故意的な虚偽申告とみなし出品店の全責任とする。
6. 出品申込書の初年度登録年欄には、250cc を超える車輛は自動車検査証の初年度登録年を必ず記入すること。250cc 未満の車輛については、製造モデル年の記入を原則とする。但し、旧車・外車・逆輸入車等は初年度登録年及び、出品店記入欄に製造モデル年の記入を原則とする。
7. ノーマル部品については、オークション当日に揃っている物のみ申告すること。この場合、出品申込書に“ノーマル部品あり”とだけ申告した場合は全てあるものと判断する。尚、検査時にノーマル部品の確認ができない場合、又はノーマル部品後日と申告した場合には、欠品扱いとする。
8. 出品申込書の出品店記入欄に“現状”又は“良く見て下さい”等と申告された場合、重大な不良箇所があると判断し、項目評価並びに総合評価を2点以下とする。

9. 本状1項の手続きがなされていない搬入車輛については、JU 東京では一切の責任を負わず全て出品店の責任とします。
10. 出品車輛搬入後、JU 東京検査員による検査終了車輛の出品取り消しは認めないものとする。但し、特別な理由にてJU 東京が認めた場合においても出品料は徴収いたします。

第5条（出品車輛の評価基準）

検査員は、出品車輛検査の結果、JU 東京の基準に基づき評価点を付加します。又、検査員の付加した評価点並びに検査結果は、JU 東京及び検査員以外は訂正・抹消出来ないものとする。

第6条（事故車定義）

1. 事故車は下記の条件とする。
 - ① 事故現状車
 - ② 走行不可能車
 - ③ JU 東京において事故車と判断する車輛
2. 擬事故車（修正・補修した車輛状態が不明瞭で事故の疑いがある車輛及び修正が粗悪な車輛）についてはJU 東京に委託しその裁定に従うものとする。

第八章の 2 クレーム裁定規定

第1条（目的）

本規定は、バイクオークション取引に伴うクレーム等の解決にあたり売買当事者双方が、理解並びに協力頂くことを目的とする。

第2条（裁定）

1. 発生する問題について、売買当事者は相互理解と協力をもってこれにあたり、建設的に問題を解決するよう勤めることとする。
2. クレーム等の問題が発生した場合、JU 東京が問題解決のため仲介し、売買の当事者双方の調停処理を行うものとする。
3. 調停がつかない場合、JU 東京は各規定に基づき公平・中立の立場で裁定を行うものとする。当事者はその裁定に従うものとする。
4. JU 東京は、裁定に従わない当事者に対し、オークションへの参加制限・参加停止等の措置が出来るものとする。

第3条（クレーム処理）

クレーム等の対象は次の通りとし、クレームの処理は、出品車輛相応の価格値引又は、中古部品供給をもって決することを基準とする。（中古部品とは成約車輛相応の部品とする。）但し、当該車輛の欠陥又は、違法部分等を落札以前に知り、これを承知の上落札されたものはクレーム対象外とし、JU 東京の判断で当該会員に対し取引制限を行う場合があるものとする。

1. クレームの受付期間はオークション開催日を含む4日以内の午後5時までとする。但し、JU 東京で認めたものはこの限りではない。
2. 標準装備品の欠品及び不良、規格外部品の装備等、出品申込書に表示義務が義務付けられているもので、その表示がないもの。
3. セールスポイントとして出品申込書に記入したもので正常に作動しない場合。
4. 出品申込書に不適切及び紛らわしい書き方をしたとJU 東京が判断した場合。
5. 車検残日数が出品申込書の申告と車検証記載に減算相違がある場合。（原則値引対応とする）
6. バッテリー及びCDIの規格外装備又は欠品、新車付属品・ノーマル部品等の欠品または支障がある場合。（原則オークション当日会場内のみとする）
7. 足回り（ホイール・サス等）の損傷及びシートレール曲り。（原則オークション当日会場内のみとする）

8. 重要部品（エンジン・ミッション等）の乗せ換え等変更があった場合、第4条違法車処理に抵触しないものであっても出品店申告義務があるものとする。
9. 落札店が一方的にキャンセルできる車輛（輸送料は全て出品店責任）
 - ① 出品店が申告義務を果たしておらずJU東京AA評価より著しく異なると判明したもの
 - ② 出品申込書の記入において事実と大きく異なる場合。（グレード・装備・付属品等）
10. 冷却水・オイル等の不足・機構部分での搬出前のトラブルは全て出品店責任とする。（事前点検義務責任）
11. JU東京オークションにて落札、その後JU東京オークションは出品・成約後クレーム等が発生した場合は、最終出品店の全責任とする。（但し、JU東京で認めたものはこの限りではない）
12. エンジンOKを申告した場合のエンジン機関におけるクレーム期間は開催日を含む7日間とし、クレーム期間中に異状等でクレームが発生した場合、出品店は落札店に対し偽申告ペナルティ及び実費を支払うものとする。（キャンセルの場合においてもペナルティは徴収する）
13. その他、各規約、規定等に定めた事項にそぐわぬ品質状況があったもの。

第4条（違法車処理）

差押車、盗難車、抵当権付き車（解除不能）、接合車、走行メーター改ざん車等による法的問題車と判明したとき、その処理については、全てに優先するものとし、出品店が善意無過失であっても各1項から9項までを定めるものとする。尚、キャンセルペナルティ、損害金（販売利益は含まない）、JU東京手数料は徴収するものとする。

1. 出品車輛がセリ前にメーター改ざん履歴が発覚した場合、全て出品取消と致します。（但し当該開催日より60日以上経過している場合及び、JU東京で認めた場合はこの限りではない。）尚、出品取消の場合においても出品料は徴収するものとする。
2. 走行距離が実走行と違うと確認（メーター改ざん及び交換等）がされた場合、原則はキャンセルとし出品店はペナルティ5万円と実費を支払うものとし、期限は開催日より180日とします。又、メーター交換車の場合は、認証工場・指定工場で交換を証する書面があり、整備点検記録簿等で客観的に証明できる書面により、メーター交換の事実を証明できるものとする。証明できない場合はメーター改ざん車として扱うものとする。但し、証明書類にて確認できるメーター交換暦の記載違い（実走行の証明の出来るものに限る）の場合、原則はキャンセルとし、出品店はペナルティ5万円と実費を支払うものとし、期限は書類発送後30日以内とする。

尚、メーター改ざん車について次の罰則を運用することとします。

- A. 直接関与（改ざん）しない場合：戒告及び参加制限、脱会勧告
 - B. 直接関与（改ざん）した場合：参加制限及び脱会勧告、悪質者除名及び他会場、取締官庁へ通告。
 - C. 改ざん車を発見したにも拘わらず自ら落札しクレーム申告した場合：戒告及び参加制限、脱会勧告
3. 走行距離に車検証との相違があり訂正不可であった場合、原則はキャンセルとし、出品店はペナルティ1万円と実費を支払うものとする。尚、期限は書類発送後30日以内とする。
 4. 走行不明として出品された車輛であっても、記録簿等の立証による明確なメーター改ざんが発覚した場合、落札店は原則、当該車輛をキャンセルできるものとし、その際のキャンセルはノーペナルティとする。（落札店同意の上で落札した理由による。）期限は開催日より14日以内とする。又、出品店が改ざんしていないことを証明できない場合及び走行不明の記載忘れについても、メーター改ざん車として扱います。尚、開催日当日の訂正は一切受けられないものとする。

5. 盗難車、差押車、抵当権付き車等、所有権移転に法的問題のある車輛は、キャンセルとし、出品店はペナルティ 5 万円と落札店の負った損害金全額を支払うものとし、期限は無期限とする。但し、年次経過による車輛価値減損分を考慮する場合があるものとする。
6. 盗難車と発覚した車輛については、キャンセルとし、出品店は落札店の負った実費を全額支払うものとし、尚、盗難車検索システム稼動前にオークションで落札し、同一車輛を盗難情報検索システム稼動後に出品して盗難が発覚した場合には、最終出品店の責任とし、その処理責任も出品店が負うものとする。
7. 違法車の申し立ては当該車輛が日本国内にあるものとし、海外への通関手続き後は一切対象外とする。
8. 違法行為の対処に問題が紛糾し解決が難しい場合は JU 東京にて審議決定をし、当該会員店はその決定に従うものとする。
9. 第 4 条（違法車処理基準）の当該車に出品店が意図的に関与した事実が判明した場合、JU 東京は規定にとどまることなく裁定し、その決定に従うものとする。

第 5 条（非クレーム対象・判断基準）

次の行為及び各項目に該当する場合は原則としてクレームを受付けないものとする。

1. クレーム申し立て前又は申し立て中に第三者に転売したとき。但し、違法車及び冠水車と確認されたもの、書類等により発覚したものは除く。
2. 走行メーター改ざん（交換含む）等キャンセルペナルティ対象車輛を応札以前に知り、承知の上落札した車輛。（JU 東京判断）
3. クレーム申し立て後に加修・修理を施したとき。
4. クレーム申し立て中の車輛への重複クレーム（書類上判別するものは除く）
5. 目視可能な外観上におけるクレーム（但し、出品店申告不備により大きく評価が下がると判断されるものは除く）
6. 総合評価点 2 点以下の車輛及び項目評価 2 点以下に対するクレーム。
7. 事故暦車。（申告違いは除く）
8. 評価点ナシ車。
9. 商談落札車。（車検証と合致しない場合及び JU 東京判断により重大な瑕疵と判断した場合は除く）
10. 落札金額 4 万円以下。（申告違い、搬出不可能な場合は除く）
11. 部品等による損害金 5 千円以下の場合。
12. 消耗部品。（ブレーキ・タイヤ・オイル関係等）
13. 出品リストにおける誤入力。
14. 評価点に対するクレーム（但し、成約後における重大欠陥はこの限りではない）
15. クレーム申請後 7 日以上落札店から返事が無き場合。
16. メーカークレームで対応可能な場合の点検費用。
17. その他クレーム規約の細則内規に定める条項。
18. 非クレーム対象車であっても重大な欠陥（エンジン・ミッション等で JU 東京が判断したもの）はクレーム対象となる場合があります。

第6条 (ペナルティ)

◎ 成約・落札キャンセルペナルティ	50,000円+成約料+落札料
◎ エンジンOK偽申告ペナルティ	30,000円+損害金
◎ 書類提出遅延ペナルティ 台当たり	20,000円+(1,000円×遅延日数)
◎ 入金遅延ペナルティ 台当たり	2,000円×遅延日数
◎ 車検ステッカー無添付ペナルティ	1,000円
◎ 名義変更前の交通違反等による賠償金	30,000円
◎ 税止め未申告ペナルティ	10,000円
◎ 原付未廃車成約によるペナルティ	5,000円
◎ 搬出遅延ペナルティ 台当たり	2,000円×遅延日数
◎ 車検期間違い損害金 1ヶ月	2,000円
◎ 車検付きを抹消書類で提出した場合の損害金	
車検残12ヶ月以上	一律50,000円
車検残12ヶ月未満	一律30,000円
車検残2ヶ月未満	一律10,000円

